

Title	小川喜一著 イギリス社会政策史論
Sub Title	A history of British social policy, by Kiichi Ogawa
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.11 (1961. 11) ,p.1021(89)- 1025(93)
JaLC DOI	10.14991/001.19611101-0089
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19611101-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

またこうした有能の士を集めることによって領主はいよいよ複雑化する所領経営に対処しようとしたのであった。『ファーム』の経営は有能な人物を前提としてのみ可能であったのである。領主はこうした英知を獲得する以外に『ファーム』維持の手段がないということをよく知っていたのであった。

終りに。この時期の農村社会で『マルシャン・ラブルール』が果たした特徴的な役割については縷言を要しない。彼は同一人格のなかに農業者、商人、領主代理という三つの人格を包摂していた。一般的

な危機のなかで彼は、農業も商業も、もしそれらを兼ねておこなわなければ、身の安全を維持すべくあまりに無力であることをよく知っていた。多面にわたる活動はいわば保身のための手段であった。彼はそのことなかで社会的上昇の機会を掴むことに成功しさえした。彼にとって『マルシャン』は上昇の過程のなかの一つの階梯ですらあった。しかし経済の一般的繁栄のなかで明確な社会的分業がより有利な環境が醸成されていった。そうしたなかで『マルシャン・ラブルール』の存在もようやく無力化するにいたるのである。

書 評

小川喜二著 『イギリス社会政策史論』

飯 田 鼎

最近、国民年金制度の発足、その賛否をめぐって活発な論議が展開され、すでに政府はこれが実施にふみきっているにもかかわらず、国民の間には、これに反対しもしくは納得しがたいという批判的な空気が濃厚であることは、それがわが国社会保障制度の大きな柱ともいべき問題である以上、当然というべきであらう。民主主義が土壌に深くその根を下ろすことのできなかつたわが国においては、社会保障制度について語られ、書かれたことはあっても、それを国民の権利として認識し獲得するという歴史はあまりにも浅く、社会保障制度の充実を叫ぶ大衆の運動が労働者階級の運動と結びついて、いわゆる「ゆりかごから墓場まで」の目標に到達するまでには、甚だ残念なことではあるが、まだ長い道程を要するであらう。こうした闘いを日常不常に継続することを通じてはじめてわが国の民主主義がすくすくと育つことをわれわれは知らなければならぬ。

社会保障とは一体どういうことなのか。それはどのような過程を経て、現実にわれわれのものになろうとしているのか、こうした疑問を想いかべた場合、われわれは誰しも社会主義や社会主義国の

諸政策を考えるのが常である。だが現在のわが国が社会主義国ではなく資本主義国であるというきびしい現実に立つならば、社会保障制度が非常に進んでいるといわれる北歐諸国やイギリスに注目しないわけにはいかない。この意味において、この度小川氏の力作「イギリス社会政策史論」が出版されたことはまことに喜ばしい。

著者も本書の「はしがき」のべておられているように、わが国における社会政策の科学的な研究は、戦前・戦時中の不幸な「暗い谷間の時期」にはじまり、それが戦後に至っていわゆる社会政策の本質規定をめぐる白熱的な論議をよびおこしたことは、われわれの記憶に新しいところである。しかしともすれば理論的精密さを重視するあまり現実的基盤から遊離し、歴史的な検証の態度を欠いた結果、論争そのものはなばなしに比較して、その成果は必ずしも生産的とはいえず、ある意味ではその結論がいつとはなしに曖昧のうちには薙り去られたといっても過言ではない。従って著者が、以上のような方法論に疑問を提示されつつ「論争を再び現実的基礎にまで引きもどし、その本来の目的に到達するためには、甚だ迂遠な方法に見えようとも、社会政策の発達史そのものに立ち返り、歴史の中に理論の検証を求めること以外には、道がないように思われた」とのべられているのは、まことに尤もなことであるといわなければならぬ。本書のもつ積極的な意義は実はここに存するのである。まずその内容について紹介することにしよう。本書は、つぎの各章から成っている。

緒論

第一章 イギリス資本主義における近代社会政策への歴史的旋回
点。

第二章 イギリス産業革命と工場法の成立。

第三章 イギリス社会保険の登場。

第四章 イギリス社会保険の展開と変転。

補論 イギリス社会保険制度の史的展望。

目次をみれば明らかのように、本書は、イギリス社会政策の歴史的起点たる工場法の制定の諸契機、十時間法運動に至って最高潮に達した工場法改革運動の必然性を、産業革命を画期とする産業資本の確立の過程に求め、とくに注意すべきことは、イギリスにおける近代的社會政策の歴史的な旋回点として、十八世紀末イギリス經濟社会における重商主義政策の崩壊から經濟的自由主義への移行の時期における労働政策の変転に注目し、この政策的推移をもっとも忠実に反映することによってブルジョア階級のイデオログとしての役割を果したアダム・スミスの理論および政策を検討していることである。スミスによって代表される「自由放任」の原理が近代的社會政策の前提であることを強調されているのは、著者の社會政策論を貫く基本的な態度であって、ユニークであり、説得力にむむ。すなわちつぎのようにいわれる。「社会政策の生成および発展は、ヴェーバーの考えたように、この原理と何らか外在的な社会的配慮との間の不徹底な折衷・妥協の所産たるものではなくして、むしろ

『自由放任』をあくまで至上の基本原則とし、そのもとにおける生産力の巨大な発達を通じて生み出される諸矛盾そのものの中にこそ、その成立の必然性が存在するのである。したがって、社会政策もしくは社会保障は、『自由放任』の原理を廢棄し、あるいは原理的にそれにとつて代るものではない。今日、社会保障制度について、さながらそれが『自由放任』の原理を止揚するものであるかのごとく語られるが、その根底にはつねにこの原理が蔽として貫徹する事実を見失うとき、資本主義制度下における社会保障に対する理解は、根本的な誤謬に陥らざるをえないであろう」(六三頁)。

このように、社会政策の前提としての「自由放任」の原理の貫徹をその理論的支柱とし、社会政策ないし社会保障をもって、「自由放任」の原理の止揚ではなくむしろさまざまの修正や歪曲をうけながら、その經濟社会内部における法則的貫徹もしくは自己顕現として規定する著者は、たえず資本の運動法則、すなわち利潤追求の論理に即しつつ問題を展開する。著者によれば、資本による「自由放任」の原理の擁護は、一方において一八〇二年以来の工場法の骨抜き、死文化に工場主たちを駆りたてる反面、大工場主は、平等な競争条件の創出の名のもとに、十時間法案に結集したというのであって(九六一―四頁)、この点は一般に認められているところである。といつても著者はもちろん、社会政策の必然性の重要なモメントともいふべき労働者階級の闘いを無視しているわけではない。とくに十時間法運動の場合、チャーティスト運動との結びつきは重要

であるが、これについてもかなりくわしくふれている(一二五頁以下参照)。

著者は、イギリス社会政策のひとつの系譜を、以上のように、重商主義的なエリザベス徒弟条令の廢絶後、産業革命のドラスティックな經濟的技術的変革の渦中のなかで、とりあげられたブルジョア国家による一連の労働保護立法のなかに見出すのであるが、工場立法と同時に、イギリス社会政策のいまひとつの系譜を、やはりエリザベス救貧法体制の崩壊と、近代的社會政策によるその揚棄の過程に見出すのである。すなわち第三章イギリス社会保険の登場——いわゆる「救貧法の解体」過程、第四章イギリス社会保険の展開と変転——「救貧法の解体」とその再編過程——はこの問題をとりあつかっており、著者のもっとも得意とするところであろうと思う。

ここで著者はまず、任意的疾病保険制度の成長と発展を、一八五〇年代に至って、労働者階級の重要な組織となった友愛組合(Friendly Society)と労働組合について検討する。すなわち友愛組合は元来、組合員の相互扶助のための機関であり、また支配階級にとっては、(一)救貧税の負担を友愛会に転嫁する、(二)労働組合の闘性に代わる友愛組合の共済的性格という二つの条件のため、上からの保護政策がとられたが、醸出金額が非常に高いため友愛組合に加入できるのは、ほんの一部の恵まれた労働者に限られたのみならず、疾病の際の給付も不十分であったことと、労働組合の場合は、組合本来の目的たる労働条件の改善のために資金をついやすより

も、「中産階級の口車に乗って、疾病および老齢手当のような国家もしくは全社会のみがよく全うしようとするの義務と責任を向こう見ずに引受けていることは、組合員に耐え難い負担を課することになる」(二四九頁)という限界のために、労働者階級による下からの要求もあり、資本としては、やはり社会政策的観点から社会保険の整備——すなわち一八三四年の新救貧法から、近代的社會政策としての任意的疾病保険制度への移行——にとりかからざるをえなかったのであって、注意すべきことはその際あくまでも慈惠的なものとしての性格を温存し、「新救貧法がその至上命令とする自由放任の原理をして医療救助にも貫徹せしめ、この種の救助に対しても極力制限を課することを、その目的としていささかも緩和するものではなかった」(二五六頁)ことである。

かくして、救貧法解体の過程のなから、当然国民保険法の成立が出てくるのであるが、しかしそれはあくまでも利潤追求を至上命令とする資本の内部的要請に適合する限りにおいてであり、今世紀初頭に活潑となった国家による強制的疾病保険の是非をめぐるはげしい対立は、一方において、そのような資本の要求と、他方においてイギリスの世界市場における独占的地位の崩壊によって打撃を受けた中産階級や労働者階級との複雑な利害の対立葛藤を反映したものであるといふことができるであろう。いわゆる「多数者報告書」と「少数派報告書」のそれぞれの結論が、いちじるしく異なっているのは、この事実を物語っている。一九一一年に成立をみた国民保険法につ

いて著者は、「それは、『少数派報告書』に対する保守的回答であり、二〇世紀初頭のイギリス資本主義の要請に答えるものであり、その限りにおいて、まさに資本主義の合理性によって貫徹された回答であった」とのべているのは正しい。

第四章において著者は、一九一一年の「国民保険法」による社会保険の成立をもって、一八三四年以来のきびしい制止的原理を基礎とするイギリス救貧法体制の歴史における、その「解体を促した重要な指標である」と規定しつつ、この国民保険法の成立の契機ともいふべき老齢年金法の成立の過程、そしてそれがいかにして一九二九年の「醜出寡婦、孤児および老齢年金法」による醜出年金制度のもとに再編成されるに至ったかを歴史的に究明している。そしてとくに一九二〇年の戦後恐慌、一九二九年から三一年にかけての世界大恐慌の社会保険制度にあたえた影響に注目しつつ、独占資本主義の構造的危機にともなう慢性的な失業によって、失業保険制度は危殆に傾し、イギリス社会保険制度は瓦解するかにみえた。だが、イギリス資本主義の衰退にたいするいわゆる延命策としても、国家的配慮によって社会保険制度の危機は回避される必要があったわけであり、いわゆるビーヴァリッジ案の如きも、著者はその背後にはこうした内部的要請の結果であることを指摘する(二五〇―二五四頁)。

こうした歴史的使命を、戦後において担わなければならなかったのは労働党であった以上労働党の政策そのものに、資本の内部的要請に応じようとする姿勢と、これを無視し真に社会主義的原理の

上に立つ完全な社会保障制度を樹立しようとするいまひとつの姿勢とが対立するに至ることはいうまでもない。著者は、最後の補論においては、戦後の労働党による社会保障政策をめぐるさまざまな問題について論じ、将来の展望を描いてくれる。

以上著者が理解しえた限りにおいて、本書の内容を簡単に紹介してきた。甚だ不十分で、あるいは読みちがひや誤解があることをおそれるのであるが、つぎに筆者の感想をのべておきたい。本書は、社会政策の歴史的な研究がともすれば理論的研究の蔭に等閑視され勝ちであった現状にかんがみ、社会政策の理論を資本主義の母国イギリスの歴史的発展のなかに求めたという点で、高く評価されなければならないと思う。われわれはこれによって、大河内教授の「ドイツ社会政策思想史」、服部英太郎教授の「賃金政策の史的展開」などに加えて、重要な研究をもつようになったことを、社会政策の研究に志す者のひとりとして喜ぶたい。ただ二三の点について、筆者の卒直な意見を披瀝するならば、すでに本稿の冒頭にのべたように、著者はスミスの「自由放任」の原理の貫徹を近代的社会政策の前提として把握され、これをいわば「ライト・モティーフ」として問題を展開されるのであるが、この点について異論はないものとしよう。しかしこの場合「自由放任」の原理といっても、スミスの時代と十九世紀末期もしくは今世紀初頭とは、表現は同じでも、その意味する内容はかなり異なっていたのではなからうか。「自由放任」の原理にたいする英国人の信仰は今世紀に至るもなお

根強かったことは事実であろうが、しかしそれがそのまま「スミス流の」それであったかというに必ずしもそうではなく、やはりイギリス資本主義発展のなかで、その内容にさまざまな変化があったことは想像に難くない。従って「自由放任」の原理の貫徹ということの説明のなかには、たとえば、ジョン・スチュアート・ミルの理論および思想の地位なども当然問題にされてよいのではなからうか。というのは、スミスがもし、社会政策の理論との関連において問題にされるとすれば、いわゆる「社会改革」(social reform)をもっとも真剣に考えていたJ・S・ミルは、やはりイギリスにおける先駆的な社会政策学者のひとりではなかつたらうかと考えるからである。この点著者は全く無視されているが、もし御教示を賜わるならば幸である。

著者はまた、すでに指摘したように、本書の前半を、社会政策の理論的前提としての「自由放任」の原理のイギリス経済社会における貫徹を追求し、工場法運動においてさえ資本家的合理主義的精神がいかにその底流をなしているかを明らかにしているのであるが、後半において社会保険の登場が前面に出た結果、その後の労働時間短縮運動や最低賃金制の要求というような主として全国的職能別組合の実力を背景とした問題は全くとりあつかわれていない。これは著者が、ウィクトリア時代以後、社会政策上の主要な争点は、工場法改革や最低賃金制の問題から、社会保険に移ったという問題意識の上に立っているからであろうが、この場合、賃金の問題を全く無

視して了っているのは、著者の研究者としての興味と関心が社会保険にあることはわかるとしても、いささか不公平ではなからうか。とくに、最近のフェルプス・ブラウンの研究などと比較して、このように考えられる。より具体的には、社会保険制度の問題は、最低賃金制と密接な関係にあるということである。

なお最後に、蛇足ではあるが、本書には残念なことに索引がついていないのは、読者には甚だ不便である。再版の折には是非考慮されることを期待したい。

以上甚だ不満足な紹介と無厭な批判を書き列ねた。著者にたいしてその非礼を御寛恕願わねばならない。終りに社会政策に志すべし者に本書の一読を推奨するものである(有斐閣・A5・二七四頁・七二〇円・昭和三十六年七月)。

(1) E. H. Phelps Brown, *The Growth of British Industrial Relations - A Study from the Standpoint of 1906-14, 1939*. 三田学会雑誌一九六〇年六月号拙稿(書評)参照。